

令和2年1月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和2年1月23日（木）13時30分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員， 3 原巧委員， 4 三原正子委員， 5 松本健委員，
6 立石泰夫会長， 7 藪内實委員， 8 南光紀夫委員， 10 近藤剛司委員，
11 大前純一委員， 12 瀬川治会長職務代理者， 13 穂山信雄委員，
14 森江正男委員
4. 欠席委員 2 川田治弘委員， 9 堀家重孝委員，
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 平田 和明， 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案（権利移転）
について

8. 議 事 局 長

ただいまより令和2年1月の農業委員会総会，定例会を始めさせていただきます。本日は川田委員，堀家委員より欠席の連絡を受けておりますことをご報告させていただきます。それでは，始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。令和2年最初の総会でございます。ご覧のような天候でここ数日は暖かい日が続くようです。暖冬の影響で野菜の卸値が下がってきているようですが，農家の皆さんには頑張ってくださいと思います。

局 長

ありがとうございました。それでは，議事の進行につきましては，立石会長，よろしく申し上げます。

会 長

それでは、令和2年1月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思えます。

まず、本日の議事録署名人には、第5番の松本委員さんと、第6番の藪内委員さんの両名、よろしくお願いします。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思えます。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページで、2案件がございますが、番号2につきましては農業委員関連の案件でございますので、分割してご審議いただくこととしております。

まず番号1ですが、【申請人読み上げ】

本件の譲渡人は兼業による労力不足のため経営縮小を考えておられます。一方、譲受人は、先月の定例総会において農地取得についての許可をいただいた方ですが、今回、隣接した農地を取得出来ることとなったため、所有権移転の許可申請を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地は4反を超え、下限面積要件なども満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には桃を植栽するとのことであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員，挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、番号1につきましては、原案のとおり決定をいたします。

局 長

続く案件につきましては、農業委員関連の案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と規定されていますので、立石会長の退席をお願いいたします。

番号2の議事進行につきましては、瀬川会長職務代理者をお願いいたします。

(〇〇委員 13時34分 退室)

瀬川会長職務代理者

それでは、私の方が代わって議事を進行させていただきます。

事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、番号2であります。【申請人読み上げ】

本件の譲渡人である藤田様は労力不足により経営規模の縮小を考えておられました。譲受人である立石氏に相談したところ、売買の話がまとまったため、所有権移転の許可申請を行うものであります。

本申請は、【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人の本市内での経営農地は1町2反を超え、経営農地はすべてきれいに耕作されているため、問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

瀬川会長職務代理者

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員、質問なし)

瀬川会長職務代理者

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員、挙手)

瀬川会長職務代理者

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち番号2につきまして、原案のとおり決定をいたします。

〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員 13時40分 入室)

会 長

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、1件の案件でございます。

それでは番号1ですが、

申請者は【申請人読み上げ】

譲渡人は県外に在住しているため、農地の維持が出来ずに苦慮していました。譲受人は、退職後実家を改装し〇〇を開業しておりますが、駐車場がなく困っておりました。申請地は市道から民宿の間にあり、面積的にも適当であることから、相談したところ売買の話がまとまったため、所有権移転の許可申請を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】を駐車場用地として転用申請するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方

との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は12月2日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

以上、1案件、登記地目は田が1筆、転用面積は254㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

大前委員

本申請地に隣接する〇〇は11月に開業しており、1月10日に〇〇氏と会って話をしました。申請地は耕作放棄地でありましたが、民宿のための駐車場とすることで耕作放棄地も減少いたします。本申請については許可相当と考えます。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、許可相当ということでした。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地

利用配分計画案（権利移転）についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。それでは、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案（権利移転）についてご説明申し上げます。本案の権利移転の内容ではありますが、今回、権利移転の対象になった農地の耕作者は2件あります。1件目はナンバー1から7までの農地7筆について、これまでは、〇〇〇様が露地野菜や麦を作付けして農地を管理しておりました。これらをすべて新たな貸付先とな〇〇〇〇〇〇〇様が通年で借り受けて、耕作していくというものであります。2件目はナンバー8の農地について、これまでは、〇〇〇〇〇〇〇〇が水稻や麦を作付けして農地を管理しておりました。この農地を新たな貸付先となる〇〇〇〇〇〇〇〇が通年で借り受けて、耕作していくというものであります。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

議案第3号について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

（全委員質問無し）

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案（権利移転）についてにつきましては、原案のとおり決定をいたします。これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、これで1月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。

どうもありがとうございました。

閉会時刻 13時53分 終了